○郡山市地方社会福祉審議会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づく郡山市地方社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平12条例37・平12条例46・平20条例17・一部改正）

（調査審議事項）

第２条　審議会は、法第７条第１項に規定する事項のほか、法第12条第１項の児童福祉に関する事項を調査審議する。

（平12条例37・平20条例17・一部改正）

（審議会の委員の定数）

第３条　審議会の委員の定数は、40人以内とする。

（任期等）

第４条　審議会の委員の任期は、３年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

３　委員及び臨時委員は、再任されることができる。

（副委員長）

第５条　審議会に委員の互選による副委員長１人を置く。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員長は、委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

４　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５　臨時委員は、当該特別の事項について審議会の会議を開き、議決を行う場合の前２項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第７条　法第11条第２項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

２　審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員に限る。以下この条において同じ。）は、委員長が指名する。

３　審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

４　専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

５　専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務

を行う。

（平12条例37・平20条例17・一部改正）

第８条　第６条（第２項を除く。）の規定は、専門分科会の会議について準用する。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

（平21条例６・旧第10条繰上、平26条例61・一部改正）

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

（平21条例６・旧第11条繰上）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（郡山市地方社会福祉審議会の調査審議事項に関する条例の廃止）

２　郡山市地方社会福祉審議会の調査審議事項に関する条例（平成８年郡山市条例第50号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行前に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の規定による改正前の社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第６条第２項の規定により設置された郡山市地方社会福祉審議会は、この条例の規定に基づく郡山市地方社会福祉審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

附　則（平成12年郡山市条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年郡山市条例第46号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成20年郡山市条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年郡山市条例第６号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成26年郡山市条例第61号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。